

コース・延長保育のご案内

1 コース・延長保育の基本的な仕組み

保育園・認定こども園（2号・3号）を利用される方は、「保育標準時間認定」または「保育短時間認定」に区分されます。（ご自分の認定区分については、支給認定証か下の表でご確認ください）それにより、利用時間の仕組みが異なります。

認定区分	保育が必要な事由	コース選択	延長保育利用	
保育標準時間認定	・月 120 時間以上の就労等 ・妊娠・出産 等	あり ※コースによる減額あり	コースによって 利用可能	⇒ 2 ページへ
保育短時間認定	・月 120 時間未満の就労等 ・求職活動 等	なし	必要に応じて 利用可能	⇒ 3 ページへ

・コースによる減額等の保護者が負担する保育料の計算の仕組み ⇒ 4 ページへ

2 申込方法 （下記書類は、各保育園・認定こども園または市役所保育課にあります）

- ①新規：入園申込時に提出していただく「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書」に利用希望時間をご記入ください。入園前に園との打ち合わせにて利用時間の確認をしてください。
- ②変更：変更したい月の前月中（月末が土日祝日になる場合は、その直前の平日まで）に、在園している園へ「施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定変更申請書兼届出書」を提出してください。お申し出いただいた翌月からコース・利用時間を変更できます。

3 利用についてのごお願い

- ・ご利用の有無や日数にかかわらず、申込内容に応じた保育料、延長保育利用料を負担していただきますのでご了承ください。延長保育利用料は、第3子無償化、幼児教育・保育無償化の対象外です。
- ・申請時間内に必ずお迎えをお願いします。万一間に合わない事由が発生した場合は、事前に園に連絡をしてください。なお、この場合は、申請時間を超えて実際に利用された時間に応じて月額の利用料を負担していただくことがありますので、ご了承ください。
- ・申請できるのは、就労証明書等の書類から必要性が確認できる時間と曜日に限ります。土曜日の利用を就労のため希望する場合、就労証明書で土曜日の勤務が証明されていなければ承諾できません。
- ・ご家庭での保育を最優先としつつ、必要な時間と曜日について利用申請をしていただくようお願いいたします。限られた保育士数で、安全な保育を実施するため、ご理解をお願いします。
- ・勤務が早く終了した場合は、申請時間内であっても速やかにお迎えをお願いします。



「保育標準時間認定」を受けた方の場合

① 利用時間にあったコースを選択できます。下記から通う園を選んでください。

- ア 麦のうさぎ
- イ ちいさなごだから、子宝、慈恵、第二慈恵、にほんぎ幼稚園
- ウ 安城北すすらん、げんきのもり、てらベサニーサイド、ブライト、光徳、てらベクリエイティブ
- エ あけぼの、作野、和泉、ゆたか、錦、二本木、さくら、こひつじ、新田、南部、みその、みのわ、西部、安城こども、さくのこども
- オ じけいの森
- カ 根崎こども園
- キ 安城、志貴、赤松、桜井、小川、東端
- ク ミツ川、高棚、えのき、城ヶ入、安城北部こども、東栄
- ケ よさみ、第2よさみ

※安城北部こども園と東栄こども園の開園時間は8:30~16:30ですが、下記の8:15~16:15を参照してください

② 下の表で①で選んだカタカナで囲われた太枠の中から利用時間に該当する番号を選びます。

利用終了時間 利用開始時間	~16:15	~18:00	~18:15	~18:30	~18:45	~19:00	~19:30
7:30~8:15より前	5	2	1	1	7	7	10
8:15~	3	2	1	1	8	8	9

利用終了時間 利用開始時間	~16:15	~18:00	~18:15	~18:30	~18:45	~19:00	~20:00
7:15~7:30より前	4	1	1	6	6	6	9
7:30~8:15より前	5	2	1	7	7	7	10
8:15~	3	2	1	8	8	8	11

利用終了時間 利用開始時間	~16:15	~18:00	~18:15	~18:30	~18:45	~19:00	~20:00
7:00~7:30より前	4	1	6	6	6	6	9
7:30~8:15より前	5	2	7	7	7	7	10
8:15~	3	2	8	8	8	8	11

③ ②で選んだ番号でコースの種類を確認してください。料金の仕組みは4ページをご覧ください。

コースの種類	利用時間	延長保育料	コースによる減額 (保育料から減額されます)
1	11時間コース	開所時刻~11時間まで	なし
2	10.5時間コース	7時30分~18時	1,000円
3	8時間コース	8時15分~16時15分	2,500円
4	8時間+朝Aコース	7時15分~16時15分	1,500円
5	8時間+朝Bコース	7時30分~16時15分	2,000円
6・9	延長保育Aコース	7時15分~延長保育利用	なし
7・10	延長保育Bコース	7時30分~延長保育利用	500円
8・11	延長保育Cコース	8時15分~延長保育利用	1,000円

「保育短時間認定」を受けた方の場合

保育短時間認定での利用にはコースの設定はありませんが、必要に応じて延長保育を利用することができます。（保育短時間認定では、利用する時間に応じて延長料金が発生します）

※ 公立 城ヶ入、東部、高棚、えのき、三ツ川 事業団 安城北部こども園、東栄こども園では、延長保育はありません。

延長保育の種類と利用料（月額）

朝の利用

利用開始時刻が、7時以降 7時30分より前まで	利用開始時刻が7時30分以降 8時15分より前まで
1,000円	500円

夕方および夜の利用

利用終了時刻が、16時15分 を超えて、18時まで	利用終了時刻が、16時15分 を超えて、19時まで	利用終了時刻が、16時15分 を超えて、20時まで
1,500円	2,500円	3,500円

延長保育利用料の納付方法

園によって納付方法が異なります。なお、標準時間認定、短時間認定どちらも同様です。

公立保育園をご利用の方

・・・保育料と合わせて口座振替により納めていただきます。

事業団保育園・事業団認定こども園・私立保育園・私立認定こども園をご利用の方

・・・在籍する園の指定する方法で納めていただきます。

※保育料の階層区分がA・Bの方は延長保育料が免除されます。



★保育標準時間認定を受けた方の保育料の計算の仕組み★



「保育料（利用者負担額）決定通知書」
でお知らせする額です。

◎保育料の軽減※によりコース選択による減額ができない方

- ・ 3歳児から5歳児までの方（幼児）
- ・ 養育している子（18歳未満）の3番目以降の子（以下第3子）
- ・ 保育料の階層区分がAまたはBの方
- ・ ひとり親世帯等の保育料軽減に該当の方

※「保育料基準額」、※「保育料の軽減」については、「保育園・認定こども園（保育園コース）利用ガイド」のⅢ「保育料等（利用者負担額）」でご確認ください。

◎コース選択による保育料計算

同一世帯から2人以上入園している場合の2番目の子（以下「第2子」といいます。）の場合、保育料は保育料基準額からコースによる保育料減額分を差し引いてから、2分の1に軽減します。

【保護者負担額の例】

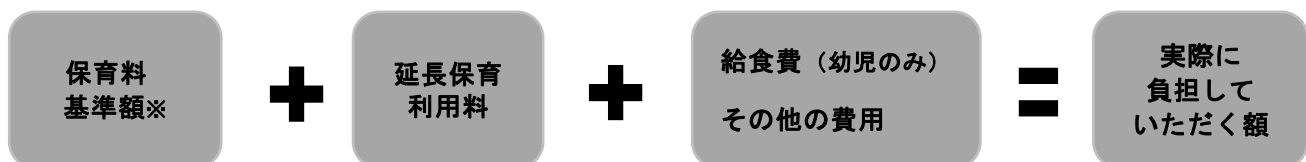
- 条件1 父、母、子ども3人（5、2、0歳児）の5人家族で、子どもが全員保育園・認定こども園に入園している。
2 保育料基準額の階層区分が「D5」で、「保育標準時間認定」を受けている。
3 子どもが3人とも「延長保育Cコース」（コース減額は1,000円、延長保育料は1,000円）を選択している。

5歳児： 幼児教育・保育無償化により	=	0円	+	1,000円	+その他費用⇒
2歳児： (39,900円 - 1,000円) ÷ 2	=	19,450円	+	1,000円	+その他費用⇒
[保育料基準額] [コース減額分] [軽減適用]					
<small>※第2子に該当</small>					
0歳児： 第3子に該当するため	=	0円	+	1,000円	+その他費用⇒
		保育料		延長保育料	

実際の負担額

※市町村民税所得割額によっては、同一世帯で第1子が入園しなくとも第2子が軽減対象となる場合があります。詳細は「保育園・認定こども園（保育園コース）利用ガイド」のⅢ「保育料等（利用者負担額）」をご確認ください。

★保育短時間認定を受けた方の保育料の計算の仕組み★



【保護者負担額の例】

【上記例の家族が短時間認定となった場合】

	保育料	延長保育料	
5歳児： 幼児教育・保育無償化により	= 0円	+ 2,500円	+その他費用⇒
2歳児： 37,400円 ÷ 2	= 18,700円	+ 2,500円	+その他費用⇒
[保育料基準額] [第2子軽減適用]			
0歳児： 第3子に該当するため	= 0円	+ 2,500円	+その他費用⇒

※延長保育料は2,500円としています

実際の負担額

（問い合わせ先）安城市役所保育課入園係 電話0566-71-2228（直通）